

きょうと魅力再発見旅プロジェクト補助金要領

(趣旨・目的)

- 第1条 公益社団法人京都府観光連盟（以下「連盟」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ京都府内の観光業界の需要回復を図るため、京都府民、京都府の隣接府県民、別表1の同一地域ブロックの府県民及びその他の都道県民等（以下、総称して「旅行者」という。）による京都府内の観光に対して割引等を行うための補助金事業に関して本要領を定め、本要領及び連盟が別に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 連盟は、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、京都府の判断や助言をふまえて本補助金事業を実施するものとする。

(事務局の設置)

- 第2条 連盟は、前条の目的を達成するため、「きょうと魅力再発見旅プロジェクト補助金事務局」（以下「事務局」という。）を設置し、別表2の区分により必要な業務を行わせる。

(定義)

- 第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 宿泊施設 京都府内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設または住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅（いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設は除く。）をいう。
 - (2) 宿泊事業者 京都府内の旅館業法第3条第1項により許可を受けた者、住宅宿泊事業法第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者、または専ら都道府県間を結ぶ旅客船を営む者をいう。
 - (3) 宿泊施設に準ずる施設 旅客船内でベッドと同視できるフルフラットの睡眠スペースが確保されるとともに、寝具が提供されている船室
 - (4) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けた者、住宅宿泊事業法第46条の規定により住宅宿泊仲介業の登録を受けた者または観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）による認定観光圏整備実施計画に従って観光圏内限定旅行者代理業を実施する者のうち、京都府内に住所（法人にあっては、その所在地）、営業所、旅行者代理業者のいずれかを有する者をいう。
 - (5) 宿泊サービス 宿泊事業者が京都府内の宿泊施設または宿泊施設に準ずる施設で販売し、提供する宿泊（令和4年9月1日以降の宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（ダイユース）であるものを含む）に関するサービス（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品を含むものは除く。）をいう。ただし、令和5年12月1日以降については、OTA（Online Travel Agent）事業者が販売する宿泊サービスを除く。
 - (6) 旅行商品 旅行者による京都府内を主な旅行先とする募集型企画旅行、受注型企画旅行及び手配旅行をいう。ただし、令和5年12月1日以降については、貸切バス（※道路運送法に規定される一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。）を利用する旅行に限る。
 - (7) クーポン券 宿泊サービスまたは旅行商品の販売に伴い発行される京都府内の土産

店や飲食店等で利用できる券をいう。

(8) クーポン券利用可能施設 クーポン券が利用できる施設をいう。ただし、次の施設は除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届出対象となる施設（主として観光客を対象に営業する施設であって、観光地における観光資源の一つとして当該施設の運営主体が属する地域の観光の振興を目的とする観光関係団体が特に重要と認め、事前に連盟の承諾を受けた施設を除く。）

イ 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度（以下「認証制度」という。）の対象施設であって、認証制度の認証を受けていない施設（ただし、令和5年5月8日以降の宿泊・旅行を除く。）

(9) クーポン券利用可能施設事業者 事前にクーポン券利用可能施設として登録した施設を経営または運営する者をいう。

(10) 商品・サービス クーポン券利用可能施設事業者がクーポン券と引換えに販売する商品または提供するサービスをいう。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 宿泊事業者が、旅行者を対象に宿泊サービスに係る代金（以下「宿泊代金」という。）を減じた場合、宿泊事業者に対して別表3の額を補助する。

(2) 旅行業者が、旅行者を対象に旅行商品の代金（以下「旅行代金」という。）を減じた場合、旅行業者に対して、別表3の額を補助する。

(3) クーポン券利用可能施設事業者が、前各号の割引に伴い発行されるクーポン券を利用する旅行者を対象に自らの商品・サービスの代金を減じた場合、クーポン券利用可能施設事業者に対して、旅行者が利用したクーポン券の合計金額に相当する額を補助する。

(4) 連盟が旅行者の対象を別に限定した場合、当該旅行者以外を対象にした宿泊サービス、旅行商品または商品・サービスは補助対象外とする。

2 前項に定める補助事業は、社会通念上、特定の者に金銭的な利益が偏って発生しないように配慮するとともに、換金性の高い宿泊サービス、旅行商品または商品・サービスとならないようにしなければならない。また、次のいずれかに該当するものは、補助事業から除外する。

ア 国、京都府が宿泊代金または旅行代金の全部または一部を負担して実施するもの

イ 宿泊サービス、旅行商品または商品・サービスとして実現性が低いもの

ウ 国が実施するG o T oトラベル事業で割引されたもの

エ その他、京都府及び連盟が不相当と認めるもの

3 前2項において、国や府等の関係するガイドラインに則して、連盟が別に定めるワクチンを接種済であること又はPCR検査等の検査結果が陰性であることを利用条件としなければならない。ただし、令和3年12月31日までの府民の京都府内の宿泊及び旅行並びに令和5年5月8日以降の旅行者の京都府内の宿泊及び旅行については、この限りではない。

(補助事業者)

第5条 補助事業の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、宿泊事業者、旅行業者またはクーポン券利用可能施設事業者とする。

2 補助事業者となろうとする者は、連盟が別に定める期間及び様式1から5により事務局に必要な書類を提出し、事務局の承認を受けなければならない。ただし、令和5年10

月20日以降の様式は連盟が定めるものとする。

- 3 本要領または連盟が別に定めるところに従わない者は、補助事業者の対象としないものとする。

(補助金の対象期間)

第6条 補助事業の対象期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 旅行者が宿泊サービスまたは宿泊を伴う旅行商品を利用する場合、または日帰りの旅行商品を利用する場合は、「新たなレベル分類の考え方」におけるレベル2相当以下で感染が落ち着いている時と京都府が判断し、連盟が別に定める期間までとする。ただし、第4条第3項但書の補助事業については、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」がステージⅡ相当以下で感染が落ち着いた時と京都府が判断し、令和3年10月19日以降の予約・販売分から連盟が別に定める期間とする。
- (2) 前各号に伴い発行されたクーポン券は、チェックイン日からチェックアウト日（日帰りの旅行商品の場合は当日）までの期間とする。ただし、連盟が別に定める場合は、この限りではない。

(補助金の申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、連盟が別に定める期限及び方法により、連盟が指定する事務局に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 連盟は、前条の規定による提出があったときは、記載内容等を審査し、補助金の交付または不交付の決定及び補助金額の確定を行う。

- 2 連盟は、必要があるときは、提出書類等に係る補助金の金額に影響が無い、明らかな誤記載など軽微な修正ができる。
- 3 連盟は、補助金の交付または不交付を決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知する。

(補助金の支払い)

第9条 連盟は、前条の規定により補助金額を確定した場合、当該補助事業者に対して補助金を支払う。

(交付決定の取消し)

第10条 連盟は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、またはその決定の内容を変更することができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本要領または連盟が別に定めるところに違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 連盟は、前条の規定により取消しまたは変更の決定を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(事業の中止)

第12条 連盟は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やその他の事由を考慮し、京都府が必要と判断した場合は、本事業を一時停止若しくは中止または終了することが

ある。

(状況報告または調査)

第13条 連盟は、本事業の適正な実施のために必要があると認めるときは、補助事業者に対して状況報告を求め、または調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項の連盟からの状況報告の求めや調査において、事情の聴取や関係書類の提出に応じなければならない。

3 前項の状況報告や報告に応じない補助事業者に対して、連盟は補助金を支払わないことができる。補助金を既に支払っている補助事業者に対しては、第10条及び第11条を準用する。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理状況を明らかにし、収支を明確にした証拠書類を整備するとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(不正防止等)

第15条 補助事業者は、不正を防止するとともに、本事業による宿泊及び旅行需要の喚起効果を最大限に高めるため、次の措置を講じなければならない。

(1) 補助事業の宿泊サービスまたは旅行商品の販売に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格(補助金額の差引後の価格)を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること

(2) 補助事業の宿泊サービスまたは旅行商品の販売に際しては、利用者が公平に購入可能な販売方法を用いるとともに、取引先等の関係者に優先販売することを禁止する

(3) クーポン券の転売や補助事業と無関係な使用など、本来の目的とは異なる使用を防止すること

(4) 旅行需要の喚起効果を最大限に高め地域の実情に応じて創意工夫を行うこと

(感染拡大防止)

第16条 補助事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を徹底するため、感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、政府、京都府及び市町村の感染拡大防止策を踏まえて適切な対策を講じなければならない。(ただし、令和5年5月8日以降の宿泊・旅行を除く。)

(その他)

第17条 連盟は、本事業の実施において、補助事業者並びに補助事業者の宿泊サービスまたは旅行商品を利用する旅行者に生じる損失または損害については、その補償または賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は連盟が別に定める。

附則

この要領は、令和3年9月9日から適用する。

附則

この要領は、令和3年10月22日から適用する。

附則

この要領は、令和3年12月17日から適用する。

附則

この要領は、令和3年12月22日から適用する。

附則

この要領は、令和4年5月23日から適用する。

附則

この要領は、令和4年8月25日から適用する。

附則

この要領は、令和4年9月29日から適用する。

附則

この要領は、令和4年12月2日から適用する。

附則

この要領は、令和4年12月23日から適用する。

附則

この要領は、令和5年3月22日から適用する。

附則

この要領は、令和5年5月8日から適用する。

附則

この要領は、令和5年10月20日から適用する。

別表1（第1条関係）

同一地域 ブロックの 府県	滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
---------------------	----------------------

別表2（第2条関係）

補助対事業者	事務局
旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により京都府で旅行業の登録を受けた第2種、第3種及び地域限定の旅行業者	一般社団法人京都府旅行業協会
上記以外の者	京都マイクロツーリズム推進共同企業体

※ただし、全国を対象とした観光需要喚起における事務局は、京都マイクロツーリズム推進共同企業体とする。

別表3（第4条関係）

（1）令和3年10月22日から令和4年10月10日までの京都府民、京都府の隣接府県民及び別表1の同一地域ブロックの府県民の宿泊及び旅行

宿泊代金 旅行代金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10,000円以上の場合 5,000円を補助 ・ 8,000円以上 10,000円未満の場合 4,000円を補助 ・ 6,000円以上 8,000円未満の場合 3,000円を補助 ・ 4,000円以上 6,000円未満の場合 2,000円を補助 ・ 2,000円以上 4,000円未満の場合 1,000円を補助 ・ 2,000円未満は対象外
クーポン券	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4,000円以上の場合 2,000円分を発行 ・ 2,000円以上 4,000円未満は 1,000円分を発行 ・ 2,000円未満は対象外
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日帰り旅行商品の場合も同様 ・ 大人、子ども同額

(2) 令和4年10月11日から令和4年12月27日までの宿泊及び旅行

宿泊代金 旅行代金	・代金に40%を乗じた額(最大5,000円) ただし、連盟が別に定める交通付きの商品は3,000円上乗せする。
クーポン券	・1,000円 ただし、連盟が別に定める日は2,000円上乗せする。
その他	・大人、子ども同額 ・小数点以下は切り捨て

(3) 令和5年1月10日から令和5年6月30日及び令和5年12月1日から令和5年12月27日までの宿泊及び旅行

宿泊代金 旅行代金	・代金に20%を乗じた額(最大3,000円) ただし、連盟が別に定める交通付きの商品は2,000円上乗せする。
クーポン券	・1,000円 ただし、連盟が別に定める日は1,000円上乗せする。
その他	・大人、子ども同額 ・小数点以下は切り捨て

(様式第1号(第5条関係、宿泊事業者用))

令和 年 月 日

きょうと魅力再発見旅プロジェクト参画届出書

公益社団法人京都府観光連盟
会長 田中誠二 様

下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者名	フリガナ:	
代表者名	フリガナ:	
住所	〒	
担当者	氏名	
	部署・役職名	
	電話番号/FAX番号	/
	メールアドレス	
宿泊施設名		
住所	〒	

※事業参画宿泊施設として、事業者名等を公開いたします。

別紙の参画同意書の内容を確認し、同意します

OTA (Online Travel Agent) 事業者を経由する宿泊サービスは旅行者に提供しません。

(上記項目にがない場合は、参画できませんので、必ず、別紙を確認してをしてください。)

(添付書類及び書類チェック欄)

営業許可証の写し

口座確認書・口座番号を確認できる書類

委任状 (届出者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要です)

参加同意書

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの参加に当たり、以下の内容に同意します。

1 総則

- (1) きょうと魅力再発見旅プロジェクト補助金要領及び京都府観光連盟が別に定めるものに従い、事業を実施します。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当する施設ではありません。
- (3) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当していません。また、将来にわたっても該当しません。
- (4) 社会通念上、特定の者に金銭的な利益が偏って発生しないように配慮するとともに、換金性の高い商品とならないようにいたします。
- (5) 補助金の対象商品の販売に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにいたします。
- (6) 補助金の対象商品の販売に際しては、利用者が公平に購入可能な販売方法を用いるとともに、取引先等の関係者に優先販売は行いません。
- (7) 補助金の対象商品には、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品は含めません。
- (8) 新型コロナウイルスの感染状況や予算が上限に達する等を踏まえ、国、京都府、連盟のいずれかが特定の地域及び期間について本事業の実施を取りやめることとした場合における旅行者のキャンセル等に伴い発生する一切の費用を請求しません。また、補助金が受領できない等、当方が不利益を被ったとしても、一切の異議は申し立てません。
- (9) 国や京都府等の事業における不正を防止するための措置として、補助金の対象商品の販売を許可しない事業者となった場合、参画を承認されないことや取り消されること、補助金が受領できない等一切の意義を申し立てません。

2 利用条件に関する事項

- (1) 旅行者全員に本人確認（運転免許証、運転免許証がない場合は、それに変わる公的な書類）を実施します。
- (2) 「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページや書面等を通じて、旅行者はじめ対外的に公表します。
- (3) 宿泊サービス（OTA（Online Travel Agent）事業者が販売する宿泊サービスを除く）の予約、購入時等に、旅行者が遵守すべき事項を周知徹底します。

3 その他

- (1) 旅行者にクーポン券を配布する場合は、連盟が別に定める方法により適正にクーポン券を配布します。

上記に反し、あるいは不正等を行った場合は、参加登録を取り消されること、補助金が受領できないこと、補助金を受領した後も返金に応じること等、貴連盟の指示に応じます。また、これにより損害等の費用が生じた場合でも、一切の責任を負います。

(様式第2号(第5条関係、旅行業者用))

令和 年 月 日

きょうと魅力再発見旅プロジェクト参画届出書

公益社団法人京都府観光連盟
会長 田中誠二 様

下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者名	フリガナ:	
代表者名	フリガナ:	
登録許可内容	番号	
	種別	
住所	〒	
担当者	氏名	
	部署・役職名	
	電話番号/FAX番号	/
	メールアドレス	

※事業参画旅行会社として、事業者名等を公開いたします。

- 別紙の参画同意書の内容を確認し、同意します。
(この項目にがない場合は参画できませんので、必ず別紙を確認してをしてください。)

(添付書類及び書類チェック欄)

- 旅行業者登録簿の写し
 口座確認書・口座番号を確認できる書類
 委任状(届出者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要です)

参加同意書

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの参加に当たり、以下の内容に同意します。

1 総則

- (1) きょうと魅力再発見旅プロジェクト補助金要領及び京都府観光連盟が別に定めるものに従い、事業を実施します。
- (2) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当していません。また、将来にわたっても該当しません。
- (3) 社会通念上、特定の者に金銭的な利益が偏って発生しないように配慮するとともに、換金性の高い商品とならないようにいたします。
- (4) 補助金の対象商品の販売に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにいたします。
- (5) 補助金の対象商品の販売に際しては、利用者が公平に購入可能な販売方法を用いるとともに、取引先等の関係者に優先販売は行いません。
- (6) 補助金の対象商品には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品は含めません。
- (7) 新型コロナウイルスの感染状況や予算が上限に達する等を踏まえ、国、京都府、連盟のいずれかが特定の地域及び期間について本事業の実施を取りやめることとした場合における旅行者のキャンセル等に伴い発生する一切の費用を請求しません。また、補助金が受領できない等、当方が不利益を被ったとしても、一切の異議は申し立てません。
- (8) 国や京都府等の事業における不正を防止するための措置として、補助金の対象商品の販売を許可しない事業者となった場合、参画を承認されないことや取り消されること、補助金が受領できない等一切の意義を申し立てません。

2 利用条件に関する事項

- (1) 旅行者全員に本人確認（運転免許証、運転免許証がない場合は、それに変わる公的な書類）を実施します。
- (2) 「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページや書面等を通じて、旅行者はじめ対外的に公表します。
- (3) 旅行商品の予約、購入時等に、旅行者が遵守すべき事項を周知徹底します。

3 その他

- (1) 旅行者にクーポン券を配布する場合は、連盟が別に定める方法により適正にクーポン券を配布します。

上記に反し、あるいは不正等を行った場合は、参加登録を取り消されること、補助金が受領できないこと、補助金を受領した後も返金に応じること等、貴連盟の指示に応じます。また、これにより損害等の費用が生じた場合でも、一切の責任を負います。

(様式第3号 (第5条関係、クーポン事業者用))

令和 年 月 日

きょうと魅力再発見旅プロジェクト参画届出書

公益社団法人京都府観光連盟
会長 田中誠二 様

下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者名	フリガナ:		
代表者名	フリガナ:		
店舗名	フリガナ:		
住所(所在地)	〒		
TEL		FAX	
店舗ホームページURL			
事業情報	業種 ※該当業種に☑をつけてください。 い。	<input type="checkbox"/> 1 飲食店(酒類提供なし) <input type="checkbox"/> 2 飲食店(酒類提供あり) <input type="checkbox"/> 3 小売(お土産等) <input type="checkbox"/> 4 コンビニ・スーパー <input type="checkbox"/> 5 鉄道 <input type="checkbox"/> 8 海上輸送 <input type="checkbox"/> 9 航空輸送 <input type="checkbox"/> 10 その他輸送サービス <input type="checkbox"/> 11 物流(宅配等) <input type="checkbox"/> 12 レンタカー <input type="checkbox"/> 13 観光施設(遊園地、動物園、温泉施設、観光農園等) <input type="checkbox"/> 14 体験型アクティビティ <input type="checkbox"/> 15 フィットネス(スポーツジム等) <input type="checkbox"/> 16 スポーツ <input type="checkbox"/> 18 劇場、観劇場、演劇場 ※観光協会会員のみ <input type="checkbox"/> 19 文化施設(美術館、博物館等) <input type="checkbox"/> 21 その他【施設内容: 】 <input type="checkbox"/> 99 バス・タクシー・ハイヤー	
	主な取扱品目		
担当者情報	担当者名	フリガナ:	部署
			役職
	メールアドレス		

※クーポン利用可能店舗として、店舗名等を公開いたします。

別紙の参画同意書の内容を確認し、同意します

(この項目に☑がない場合は参画できませんので、必ず別紙を確認して☑をしてください。)

(添付書類及び書類チェック欄)

口座確認書・口座番号を確認できる書類

委任状(届出者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要です)

参加同意書

きょうと魅力再発見旅プロジェクトの参加に当たり、以下の内容に同意します。

1 総則

- (1) きょうと魅力再発見旅プロジェクト補助金要領及び京都府観光連盟が別に定めるものに従い、事業を実施します。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可・届出対象となる施設（主として観光客を対象に営業する施設であって、観光地における観光資源の一つとして当該施設の運営主体が属する地域の観光の振興を目的とする観光関係団体が特に重要と認め、事前に事務局の承諾を受けた施設は除く。）ではありません。
- (3) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当していません。また、将来にわたっても該当しません。
- (4) クーポンの引換えにあたっては、クーポンの有効期間並びにクーポンの偽造、変更及び模造の有無を確認します。
- (5) 有効期間を経過したクーポン及び有効期間の記載のないクーポンは、受け取りません。
- (6) デザインや色合いが明らかに違うこと等により、偽造、変更及び模造されたクーポンと判別できる場合は、その受け取りを拒否し、その事実を直ちに連盟または連盟が指名する者に報告します。
- (7) クーポンを現金や金券等、連盟または連盟が指名する者が引換えを禁止するものと交換しません。
- (8) クーポンを利用して購入した商品・サービス等の返品等の際には返品しません。
- (9) クーポン利用対象外の商品・サービスを定める場合は、旅行者に予め認識できるよう、施設内やホームページ等に分かりやすいよう明示します。
- (10) 他の割引制度との併用不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合、またはクーポン使用上限額を定める場合、旅行者が予め認識できるよう、施設内やホームページ等に分かりやすく明示します。
- (11) 有効なクーポンを提示した旅行者に対して、クーポンの受け取りを拒否する、手数料等を上乘せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等クーポンを利用する旅行者に不利となる差別的取扱いを行いません。
- (12) 偽造、変更または模造等されたクーポンによる請求がされ、連盟または連盟が指名する者がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに直ちに協力します。また、連盟または連盟が指名する者から指示があった場合または自らが必要と判断した場合、警察に被害届を提出します。
- (13) 新型コロナウイルスの感染状況や予算が上限に達する等を踏まえ、国、京都府、連盟のいずれかが特定の地域及び期間について本事業の実施を取りやめることとした場合に、補助金が受領できない等、当方が不利益を被ったとしても、一切の異議は申し立てません。

2 利用条件に関する事項

- (1) 「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページや書面等を通じて、旅行者はじめ対外的に公表します。

上記に反し、あるいは不正等を行った場合は、参加登録を取り消されること、補助金が受領できないこと、補助金を受領した後も返金に応じること等、貴連盟の指示に応じます。また、これにより損害等の費用が生じた場合でも、一切の責任を負います。

(様式第4号 (第5条関係))

令和 年 月 日

きょうと魅力再発見旅プロジェクト 口座確認書

会社名	フリガナ:
支店、営業所	フリガナ:

ゆうちょ 銀行	記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)						番号 (右詰でご記入ください)						
						※							
金融機関 (ゆうちょ 銀行以外)	銀行 信用金庫 信用組合 その他:						店 支店 出張所						
預金種目	普通 ・ 当座						口座 番号						
口座名義人	フリガナ												
	口座名義												

注1: 通帳をご確認の上、口座名義・口座番号等お間違いのないようご記入ください。

※名義人の名称・フリガナは省略せずにご記入ください。

注2: 金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・信用組合・その他のいずれかに○をしてください。

なお、「その他」の場合にあつては、金融機関名(例: ○○農業協同組合)をご記入ください。

注3: 口座番号を確認できる書類(通帳の表紙の又はキャッシュカードの写し等)もご提出ください。

注4: 口座名義人が団体代表者と異なる場合等は必ず委任状を提出してください。

(様式第4号-1 (第5条関係))

口座番号を確認できる書類 (通帳の表紙の又はキャッシュカードの写し等)

貼付け欄

(様式第5号 (第5条関係))

令和 年 月 日

委 任 状

代理人住所

代理人氏名

私は、上記の者を代理人と定め、口座振込に関する権限を委任します。

委任者住所

委任者氏名

⑩